

令和7年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査兼
静岡県観光地点パラメータ調査等業務委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査兼静岡県観光地点パラメータ調査等業務委託要領」に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、契約締結日から令和8年3月19日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 乙は、第12条の規定によりその額が確定した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（委託業務実施計画書の提出）

第6条 乙は、この契約の締結後、速やかに要領に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（処理状況の報告等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の処理状況について報告又は資料の提出を求め、若しくは自らその調査をすることができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に乙の責めに帰する事由により委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙がこの契約に違反する行為をしたとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が次のアからキのいずれかに該当するとき。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- （損害賠償責任）

第9条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託費の処理）

第10条 甲が第8条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

（委託業務実績報告書の提出及び審査）

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに要領に定める委託業務実績報告書に契約目的物一式を添えて、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託業務実績報告書を受領したときは、速やかに内容を審査するものとする。
- 3 甲は、審査の結果必要があると認める場合は、期日を定めて乙に再調査させることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の再調査について準用する。

（調査の完了）

第12条 甲は、前条の審査の結果、その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し、その旨を通知するものとする。

（著作権の帰属）

第13条 この契約に基づき作成された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

2 この契約に基づき行われた調査によって得られたデータについて、乙は業務完了後5年間保存し、その間、甲からの求めに応じて提供するものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密を、本契約期間中はもとより、契約期間終了以降においても、第三者に漏らしてはいけない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(留意事項)

第17条 委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項で規定されている合理的配慮について留意すること。

(定めのない事項の処理)

第18条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙)